

## 「いばらきの地魚取扱店」認証要綱

### 第1 目的

「いばらきの地魚取扱店」を認証することにより、本県産魚介類の流通促進と消費拡大を図るとともに、「いばらきの地魚」に対する本県県民の認知度の向上に資する。

### 第2 「いばらきの地魚」の定義

この要綱でいう「いばらきの地魚」とは、茨城県内で水揚げされた魚介類をいう。ただし、茨城県外で水揚げされた魚介類についても、茨城県内の漁業協同組合に所属する漁業者が茨城県水域で漁獲した魚介類については、「いばらきの地魚」とする。

2 水産加工品にあつては、前項の魚介類を主原料とし、茨城県内で加工された製品をいう。

### 第3 認証の対象

茨城県内に所在する、小売業、飲食業及び宿泊業を営む店舗で、「いばらきの地魚」を取り扱っている店舗とする。なお、複数の店舗を有する場合にあつては、各店舗を対象とする。

### 第4 認証基準

本制度の趣旨に賛同し、「いばらきの地魚」を県民に対して積極的に提供する意思がある公序良俗に反しない店舗であつて、以下の各項の基準を客観的に証明できる店舗とする。

(小売業の場合)

2 いばらきの地魚の販売の方法について、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 魚介類の仕入数量に占める「いばらきの地魚」の割合が年間平均で3割以上であること。

(2) 「いばらきの地魚」を陳列する常設の専用スペースがあり、「いばらきの地魚」を陳列していることを明確に常時表示していること。

(飲食業の場合)

3 「いばらきの地魚」の提供の方法について、次の各号のいずれかに該当すること。

(1) 魚介類の仕入数量に占める「いばらきの地魚」の割合が年間平均で3割以上であること。

(2) 主たる食材として「いばらきの地魚」を提供しているメニューが、常時3種類以上であること。

(宿泊業の場合)

4 営業形態に応じて、第2項又は第3項に準ずるものとする。

### 第5 認証委員会

この要綱に基づく認証基準の策定、認証申請の審査、その他認証に関し特に必要と認める事項について調査又は審議するため、いばらきの地魚取扱店認証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6 認証の申請

「いばらきの地魚取扱店」の認証を受けようとする店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を委員会に提出するものとする。

- (1) いばらきの地魚取扱店認証申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) いばらきの地魚取扱証明書（別記様式第2号）

## 第7 認証の決定及び登録

委員会は、第6の規定による申請があった場合には、翌月に書面合議もしくは会議による審査を行う。委員会の審査の結果、認証基準に適合すると認めるときは、委員会は認証を決定し、申請者に対しいばらきの地魚取扱店認定証（別記様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 委員会は、認証の審査に際し、必要と認める場合には、申請書の内容に関する調査を行うことができるものとする。
- 3 委員会は、認証しないと決定したときは、申請者に対しいばらきの地魚取扱店認証審査結果通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。
- 4 申請者は、認証を受ける際に、登録料を納付するものとする。
- 5 前項の登録料は別表のとおりとする。別表にない場合は、委員会から指定された額とする。
- 6 委員会は、前項の納付の確認後に、認証の対象となった店舗（以下「認証店」という。）をいばらきの地魚取扱店名簿（以下「取扱店名簿」という。）に登録するものとする。
- 7 取扱店名簿に登録する内容は、以下のとおりとする。
  - (1) 認証店の店名
  - (2) 認証店の住所、電話番号、営業時間、定休日
  - (3) 該当する認証基準
  - (4) 認証の有効期間
  - (5) 申請書の特記事項の内容

## 第8 認定証の掲示

認証を受けた者（以下「認証者」という。）は、認証店内の見やすい箇所に認定証又は委員会が定める認定証に替わるものを掲示しなければならない。

## 第9 認証の有効期間

認証の有効期間は（以下「認証期間」という。）は、認証した日から起算して1年を超え、2年を超えない9月30日までとする。

## 第10 認証の更新

認証期間終了後引き続き認証を受けようとする申請者は、認証期間満了の日の1ヶ月前までに、いばらきの地魚取扱店認証更新申請書（別記様式第5号）にいばらきの地魚取扱実績報告書（別記様式第9号）を添えて委員会に提出するものとする。

- 2 認証更新の決定から登録に係る手続きは、第7に準ずるものとする。
- 3 前項の規定により更新される認証期間は、当該認証期間の終了する日の翌日から起算し

て2年間とする。

- 4 更新時の登録料は別表のとおりとする。別表にない場合は、委員会から指定された額とする。
- 5 更新後の認証番号は、更新前と同じ番号を用いるものとする。

## 第11 変更申請

認証者は、次の各号に変更があった場合には、速やかにいばらきの地魚取扱店認証事項変更承認申請書（別記様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認証者の住所、氏名、電話番号
  - (2) 認証店の名称、所在地、電話番号
  - (3) 該当する認証基準
- 2 前項の申請があった場合において、適当と認めたときは、委員会はこれを承認し、申請者に対し、いばらきの地魚取扱店認証事項変更承認通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。ただし、軽微な変更については事務局でこれを処理するものとする。
  - 3 変更承認後の有効期間は、変更前の残期間とする。

## 第12 認証者の責務

認証者は、認証店を営業するにあたっては、次の各号の内容について、誠実にこれを遵守しなければならない。

- (1) 認証基準を誠実に履行し、「いばらきの地魚」の普及、消費拡大に努めなければならない。
- (2) 販売又は提供している「いばらきの地魚」又は「いばらきの地魚」を用いた品目の名称を、その産地、水揚港（地）又は製造地と併せて店内に明示しなければならない。
- (3) 「いばらきの地魚」を販売又は提供していることを、委員会が認定した資材等を用いて、客が見やすい箇所に掲示又はその他の方法で明示しなければならない。
- (4) 問題が生じた場合は、認証者の責任においてこれを解決しなければならない。
- (5) 認証基準に適合しなくなったときや営業を廃止したとき、又は、認証の継続を希望しないときは、速やかにいばらきの地魚取扱店認証廃止届出書（別記様式第8号）に認定証を添えて委員会に提出しなければならない。なお、既に納付された登録料は原則として返還しないものとする。

## 第13 認証の取り消し

委員会は、認証者が次のいずれかに該当すると判断したときは認証を取り消すものとし、認証者に対し、いばらきの地魚取扱店認証取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

- (1) 不正な手段により認証申請を行い、認証を受けたと認められるとき。
- (2) 申請内容に事実と異なる偽りが認められるとき。
- (3) 認定証を不正に使用したと認められるとき。
- (4) 認証基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (5) 第12第5号に規定する届出書の提出があったとき。
- (6) 納付すべき登録料の納付が正当な理由なく滞ったとき。

(7) その他委員会が認証の取消が適当と認めたとき。

2 委員会は、前項の規定により認証を取り消したときは、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消した日から起算して2年の範囲で認証を行わないものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消した場合においても、一旦納付された登録料は返還しないものとする。

4 第1項の規定により認証を取り消された認証者は、委員会が認定する資材等を使用してはならない。

#### 第14 点検・指導

委員会は、この制度を適正に運用するため、認証者に対し必要な調査又は確認を行うとともに、必要と認められる場合は認証者に対し改善を求めることができる。

2 調査は、次の方法により実施するものとする。

(1) 認証店への立入調査

(2) 認証店における「いばらきの地魚」の使用量等に関する書類調査

#### 第15 個人情報等の取扱

委員会は、この要綱に係る処理するために個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 委員会は、この要綱に係る申請書等に記載された内容について、「いばらきの地魚」の消費拡大と認知度向上以外の用途に用いてはならない。

#### 第16 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成19年2月19日から施行する。

平成19年3月9日第4第1項、第9一部改正

平成20年3月13日第7第5項一部改正

平成20年9月30日第10第4項一部改正

平成21年2月6日第13一部改正

平成21年9月28日第11第2項一部改正

平成22年3月24日様式の一部改正

平成22年9月22日第6第2項削除、第7第1項一部改正

平成26年10月3日第7第1項、第4項、第5項、第9、第10第4項、第12第1項第5号、

第13一部改正、第14第1項第6号追加、様式第2号、第8号一部改正、第9号廃止

平成29年11月14日第2第1項、第10第1項、同第2項、第13、第14、第15、第16一部

改正、第17削除、様式第2号一部改正、様式第9号追加

別表（第7及び第10関係）

単位：円

認証店舗数	登録料	(1年あたり登録料)
1	20,000	10,000
2	36,000	18,000
3	54,000	27,000
4	72,000	36,000
5	90,000	45,000
6	96,000	48,000
7	112,000	56,000
8	128,000	64,000
9	144,000	72,000
10	160,000	80,000
11	154,000	77,000
12	168,000	84,000
13	182,000	91,000
14	196,000	98,000
15	210,000	105,000
16	224,000	112,000
17	238,000	119,000
18	252,000	126,000
19	266,000	133,000
20	280,000	140,000
21	294,000	147,000
22	308,000	154,000
23	322,000	161,000
24	336,000	168,000
25	350,000	175,000